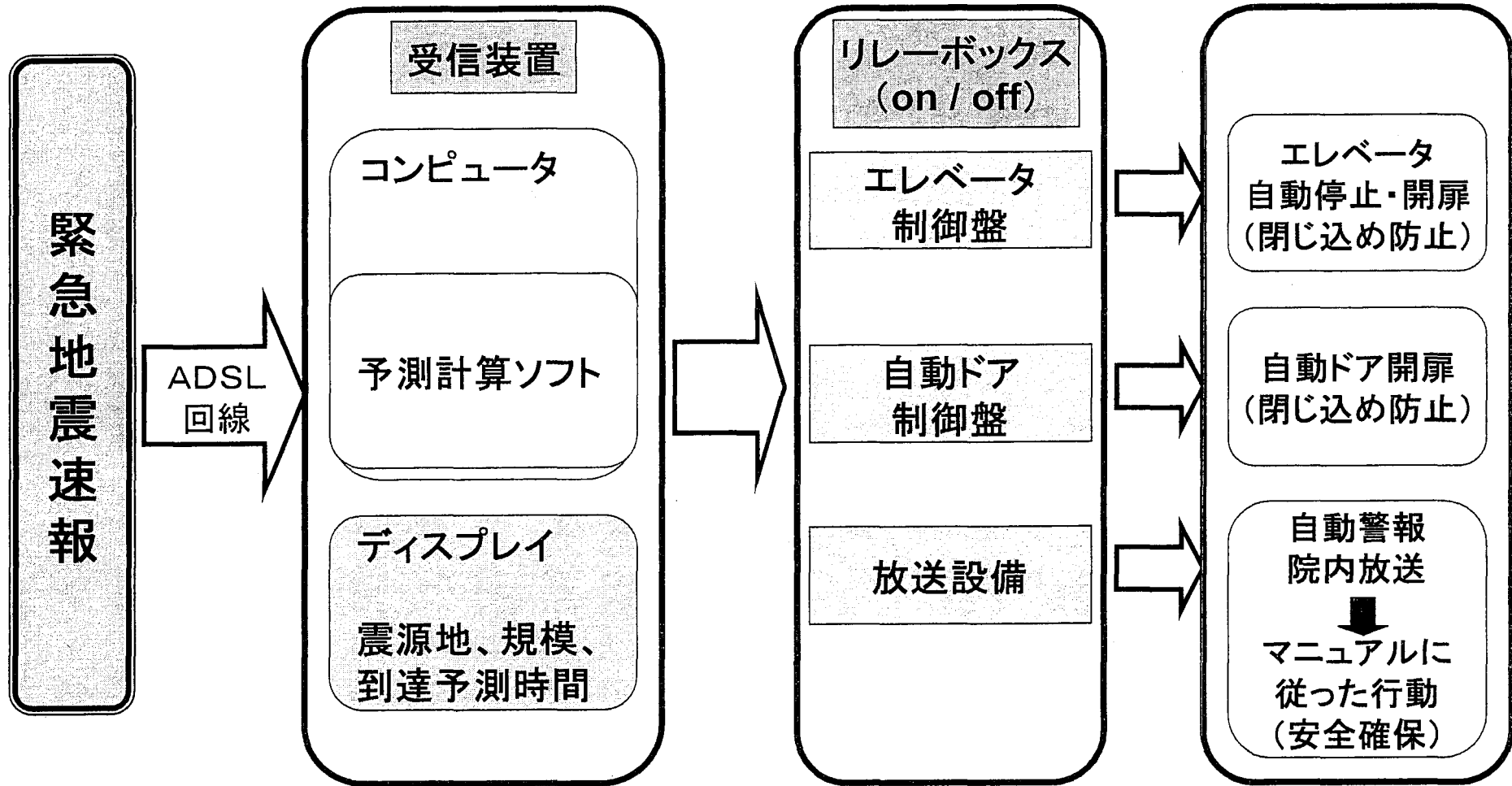


緊急地震速報対応簡易行動マニュアル (平成19年5月現在)

	手術室	放射線科	透析室	その他の部署
とるべき行動	手術医: ①手術の安全な中断・創の保護 ②患者の転落防止	①検査中の機器の停止 ②患者への声掛け・転落防止	①透析ポンプの停止 ②患者への声掛け・抜管防止	①身の安全の確保 ②患者への声掛け** ③身の安全を守れない人の補助
	看護師(直接介助): ①手術器具を遠ざける ②手術器具台の転倒防止			
	看護師(間接介助): ①手術用ライトを遠ざける			
	麻酔医: ①抜管防止(管の接続をはずす) ②患者の頭部を支える			
<p>*行動の番号は優先度です。 **患者への声掛け: 「落ち着いて下さい！」 「慌てないで下さい！」 「病院は安全です！」 「しゃがんで下さい！」 など</p>				

災害医療センターにおける利活用



システムの導入にむけての課題 (個々の病院レベル)

- 個々の病院に見合ったシステム導入のノウハウ
- システムの導入・メンテナンスのコスト
- 病院の実情に合った行動マニュアル作成とスタッフへの周知
- 患者への周知
- 訓練の頻度
- 作動させる閾値の設定・知らせる内容(予測震度、秒読み)
- 夜間の音量
- 導入したシステム担当者は？

《資料》

災害医療センターにおける「緊急地震速報」の実証的研究の歩み

平成15年7月	リアルタイム地震情報利用協議会(REIC)との共同研究(5カ年計画)開始
平成15年9月	職員一斉招集・安否確認実証実験①(災害訓練時)
平成16年1月	職員一斉招集・安否確認実証実験②(災害訓練時)
平成16年2月	職員一斉招集・安否確認実証実験③(休日抜き打ち訓練)
平成17年8月	対応方法の検証・対応マニュアル作成
平成17年11月	手術室対応訓練①
平成18年1月	エレベータ実証実験
平成18年1月	定時災害訓練での対応訓練①(特定部署)、以後システム試験運用開始(閾値:震度4以上)
平成18年6月	手術室対応訓練②(スピーカー増設)
平成18年8月	透析室対応訓練
平成18年9月	定時災害訓練での対応訓練②(特定部署)
平成18年12月	院内放送の全館化
平成18年12月	一般を含めた放送対応訓練・アンケート調査①
平成19年1月	システムの閾値、震度3以上に変更
平成19年1月	定時災害訓練での対応訓練③(全館)
平成19年3月	自動ドア(28カ所)との連動・動作確認テスト
平成19年3月	P波センサー設置(3カ所)(緊急地震速報との関係機能)
平成19年5月	一般を含めた放送対応訓練・アンケート調査②
平成19年7月	新潟県中越沖地震による実際のシステム作動(2回)

資料：利活用の項目と意味合い

活用項目	意味・利点	備考	当院での採用
①携帯電話・メール	・揺れる前に輻輳を避けた一斉通知が可能	個人携帯端末での利用が計画中	
②自動放送	・警報音・放送による身の安全の確保	既存の放送システムとの連動	○
③エレベータ	・最寄り階への停止・開扉による「閉じ込め防止」 ・所定位置停止後に揺れることによる故障の防止・早期復旧	既存の地震対応システムとの連動	○
④自動ドア	・閉じ込め防止、避難路・搬入路の確保	病院入口、手術室など	○
⑤光による警報	・音声と同時に知らせることでより効果的 ・放送の届かない場所、聴覚障害者にも有効	火災報知システム（フラッシュライト）との連動？	
⑥コンピュータ	・揺れる前の自動操作によるデータ保全		
⑦ライフライン	・自家発電機の起動準備、場所によっては自動遮断による漏電防止 ・都市ガス・プロパンガスの事前遮断	医療用ガスの遮断は無理	

中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例について

2020.02.25

厚生労働省医政局指導課

標記事例について厚生労働省は、事例が明らかとなった以降、下記の通知等により関係機関に対し、適宜、周知を図ってきたところである。

- 「食品による薬物中毒事案の発生について（協力依頼）」（平成20年1月31日食安発第0131002号社団法人日本医師会会長あて厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
- 「食品による薬物中毒事案の発生について」（平成20年1月31日各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あて厚生労働省医薬食品局食品安全部長監視安全課事務連絡）
- 全国食品衛生主管課長会議（平成20年2月14日開催）において、輸入食品原因事案、疑い事例の厚生労働省への速やかな報告について要請
- 「中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生について」（平成20年2月14日各都道府県医政主管課、社団法人全日本病院協会、社団法人日本医師会、社団法人日本精神科病院協会、社団法人日本病院協会、社団法人日本メディカル給食協会あて厚生労働省医政局総務課・指導課・経済課、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）

（その他、健康危機管理支援ライブラリーシステム（H-CRISIS）により適宜情報発信を行う。）

近頃、冷凍ギョウザ以外の食品からもメタミドホス以外の薬物の検出事例が報告されていることから、医療機関においては患者の検査・治療の観点から、薬物中毒事案の可能性についても念頭に置き診療に当たるよう、また、医療機関における給食について、同様の事例の発生がないよう、上記の通知等を参考として所管の医療機関への適切な指導を重ねて願います。

総務省行政評価局及び会計検査院からの指摘事項等一覧

事業名	指摘事項等
救急医療情報センター運営事業	<p>○ 救急医療情報システムの利用が低調 (指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの利用実績を踏まえた補助申請を行っていない。 ・ これまでの利用実績や今後の利用見込等についてチェックする事が必要と考えられるが、十分に行われていない。
救急医療情報センター運営事業	<p>○ 広域災害・救急医療情報システム専用端末65台のうち16台の利用が低調 (指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存端末機の利用可能性の検討を踏まえた補助申請を行っていない。 ・ 新たな専用端末機の必要性、既存端末機の利用見込等の利用計画等についてチェックする事が必要と考えられるが、十分に行われていない。
小児救急医療支援事業	<p>○ 平成14年から平成16年の3年間に於いて補助金算出の基礎となる診療日数の算定を誤り、補助金を過大交付 (指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日の診療日数について、夜間当番しか行っていないが、昼間の分もカウントし、診療日数を1日とすべきところ2日とするなど、算定方法を誤っている。
第二次救急医療施設勤務医師研修事業	<p>○ 補助対象外の経費(講師御車代、役職員旅費等)に補助金を過大交付 ○ 県が実施主体であるにもかかわらず県職員に対して謝金を支払っている。また、委託先の講師謝金単価が県の講師謝金単価よりも高額となっている。 (指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象外の経費に対し、補助金が交付されている。 ・ 委託した事業(研修事業)の講師を県職員が努める場合の謝金について、支払いの必要性及び金額の妥当性の検討が十分に行われていない。
救急救命士養成所初度設備整備事業	<p>○ 患者輸送用自動車の利用の低調であるほか、目的外使用も行われている (指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床実習用の救急車により実際に救急車を走行させて行うこととしているが、利用状況が低調である。 ・ 救急実習以外の目的でも使用している。
救命救急センター運営事業	<p>○ ドクターカーの運転手の経費の確保に係る経費の算定が不適切 (指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドクターカーの運転手の確保に係る経費の算定において、稼働実態が十分反映されたものとなっていない。 ・ 補助対象経費の算出が過大(給与費から控除すべき往診手当等の計上、兼任職員に係る按分率の計算誤り等)
救命救急センター運営事業	<p>○ 補助金選定額について、基準額と差引事業費とを比較し少ない額を選定するところ、額の多い方を選定 (指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の算定方法を十分理解していない。(補助金の算定に用いる選定額は、基準額と差引事業費を比較して少ない額の方を選定額とすべきところ、額の多い方を選定額としていた。)
救急医療情報センター運営事業	<p>○ 情報センター以外の業務を兼務している者の人件費を全額補助対象経費として算出したため、平成17年度分の補助金を過大交付 (指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 兼務者の人件費は業務量に応じて按分する必要があるということを十分理解していない。

事業名	指摘事項等
病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	<p>○ 補助事業により取得した不動産について、厚生労働大臣の承認を得ずに、抵当権及び根抵当権を設定 〈指摘事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業者において、法令を十分理解していない。(補助事業により取得した不動産については、厚生労働大臣の承認を受けなければ担保に供してはならない。)
小児救急地域医師研修事業	<p>○ 補助対象経費(委託費)の支出を裏付ける証拠書類が残されていない 〈指摘事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体と委託業者との契約において、委託事業者に関する実績報告書及び経理書類その他必要と認める書類を提出することとなっており、関係書類を5年間保存することとなっている。
休日夜間急患センター設備整備事業	<p>○ 補助金により整備した設備について、適切な管理を行うために必要な管理台帳を作成していない 〈指摘事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体の定める規則において、公有財産の管理に関して、必要事項(公有財産の種類及び種目、得喪及び変更の年月日並びにその原因など)を記載した財産管理台帳を備えて管理することを定めている。
救急救命士養成所施設整備事業	<p>○ 工事を分割契約した方が安価な契約となる 〈指摘事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 増築工事に係る経費と既存部分の改築工事に係る経費について、一括発注方式による契約よりも分割方式による契約が安価な契約になるというもので、どちらの工事費が安価となるか十分検討されていない。
へき地中核病院運営事業	<p>○ 医療施設運営費等補助金(へき地中核病院運営事業分)が過大に交付されているもの 〈指摘事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> へき地診療所へ医師を派遣し、医師派遣に必要な経費を徴収していたにもかかわらず、これを総収入額に含めていないため、国庫補助金が過大に交付されている。
在宅当番医制事業	<p>○ 救急医療施設運営費等補助金の算定が適切に行われていない 〈指摘事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅当番医制事業とは直接の関係がない会議費、受託者内部の研修会費及び医学図書購入費等を対象経費として計上されている。 在宅当番医制とは異なる方法で初期救急医療を確保していたものの、当番日調整及び当番医実施等の事業を実施したものとして事業に要した経費の一部を対象経費として計上されている。
救命救急センター運営事業	<p>○ 医療施設運営費等補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっていたもの 〈指摘事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 総事業費に施設整備に要した借入資金に係る借入利息を計上している。 総事業費及び実支出額に退職時に救命救急センターに在籍していた職員に対して支払った退職金の額をそのまま計上している。 国庫補助金の交付を受けて整備した建物等の資産について国庫補助金相当分を控除せずに減価償却費を計上している。

事業名	指摘事項等
救命救急センター運営事業	<p>○ 医療施設運営費等補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっていたもの 〈指摘事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費に看護師寮に係る賃借料を運営経費として計上しているのに、看護師から徴収した宿舍費を収入額に含めていないため、国庫補助金が過大に交付されている。
救命救急センター運営事業	<p>○ 医療施設運営費等補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっていたもの 〈指摘事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費に薬品費等や看護師等の給与を過大に計上している。また、手術料及び麻酔料等の診療収入を収入額に計上していないため、国庫補助金が過大に交付されている。
病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	<p>○ 医療施設運営費等補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっていたもの 〈指摘事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実支出額の算出に当たり、医師の待機費を過大に計上しているため、国庫補助金が過大に交付されている。
看護師等養成所施設整備	<p>○ 医療施設等施設整備費補助金等の経理において、仕入税額控除した消費税に係る補助金を返還していないもの 〈指摘事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助基本額に含まれる消費税額を課税仕入れに係るものとして控除した場合、事業主体は補助事業で取得した施設等に係る消費税額を実質的に負担していないこととなる。この場合、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額を報告して返還する措置を執っておらず不当と認められる。
医療施設近代化施設整備事業	<p>○ 医療施設等施設整備費補助金等の経理において、仕入税額控除した消費税に係る補助金を返還していないもの 〈指摘事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助基本額に含まれる消費税額を課税仕入れに係るものとして控除した場合、事業主体は補助事業で取得した施設等に係る消費税額を実質的に負担していないこととなる。この場合、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額を報告して返還する措置を執っておらず不当と認められる。
医療施設近代化施設整備事業	<p>○ 医療施設近代化施設整備事業による電子カルテ等の整備に当たり、同システムが稼働しておらず事業の一部が実施されていないもの 〈指摘内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子カルテシステムの整備については、一部システムが未稼働のまま、システム機器すべてが撤去されることになっており、事業の一部が実施されておらず、これにかかる国庫補助が不当と認められる。